



指定管理者が行う業務は、条例第19条に規定する業務とする。

また、大船渡駅周辺地区は、エリアマネジメントの手法を導入しまちづくりを進めているので、推進主体である都市再生推進法人株式会社キャッセン大船渡と積極的に連携を図ること。詳細については次のとおり。

3-1 事業の企画等

(1) 情報提供業務

- ① 指定管理者の名称、所在地、連絡先、指定期間施設内の利用者・来館者の目に触れる位置に掲示すること。
- ② 指定管理者は、施設で行われる各種催事、指定管理者が行う事業及び実施状況の情報発信を行うこと。
- ③ 大船渡駅周辺地区及び市内で行われる各種催事などの情報を収集し、前号同様情報発信に努めること。
- ④ 利用者が作成するポスター・チラシ等において施設の情報が掲載される場合は、内容に誤りがないか確認するとともに、ロゴマークの使用を推奨すること。
- ⑤ ホームページ等を開設し、インターネットで下記の情報を提供すること。
 - ア 指定管理者の名称、所在地、連絡先
 - イ 施設の概要
 - ウ 施設の貸室の空き状況
 - エ 催事、事業案内
 - オ その他指定管理者が必要と認める事項
- ⑥ 市及び公的機関の求めに応じ、必要な情報提供を行うこと。
- ⑦ 観光資源に関する情報を発信すること。
- ⑧ 防災学習に係る総合案内窓口として、以下の業務を行うこと。
 - ア 受付、紹介、道案内、パンフレットの配布
 - イ 施設内に設置されているデジタルサイネージ等の日常操作

(2) 企画業務

指定管理者は、条例第19条第1項第1号に規定する事業（以下「自主事業」という。）の企画・運営を行うこと。なお、自主事業の内容は次のとおりとする。

- ① 防災事業
 - ア 施設の利用者に対し、「津波発生時には高台に逃げる」との重要性を伝えること。
 - イ 市内外の団体等と連携を図り、防災学習に資する取組みを実施すること。
- ② 観光資源に関する情報の発信事業
 - ア 市の観光・文化資源、物産等の魅力を広く市内外に発信すること。
 - イ 大船渡駅周辺地区において、まちなか観光を推進するため、株式会社キャッセン大船渡や近隣の商業者等と連携し、「食のシンボルスポット」として、食の情報などを広く発信すること。
- ③ 市民交流事業
 - ア 施設の諸室や備品、遊具等を活用し、市民交流や地域づくりの場と機会の提供に努めること。
 - イ 大船渡駅周辺地区のにぎわい創出を図るため、近隣の商業者等と積極的に連携を図ること。



3-2 施設の運営（貸館業務）

(1) 施設の貸出業務（条例第5条から第8条に関する業務）

- ① 受付時間は、開館中の午前9時から午後10時までの間とすること。
- ② 利用者から施設使用の申出があった場合は、使用申込書の記入を依頼し、内容を確認した上で利用料金を徴収し、納付確認後に使用許可書を交付すること。
なお、使用時間は準備開始から後片付け完了までの時間を記載すること。
- ③ 使用許可書を確認の上、貸出しの手配をすること。併せて利用者には使用後の施設の復旧及び清掃を依頼すること。
- ④ 使用許可全般において、平等利用の確保に留意すること。
- ⑤ 記入方法について、利用者から質問があった場合は、丁寧に回答すること。
- ⑥ 使用後に施設及び設備や物品の状況確認を行うこと。

(2) 問合せ、要望、苦情等対応業務

- ① 開館中は、来館、電話等による問合せ等に対応すること。
- ② パンフレットやホームページ等に電話及びメールによる問合せ先およびロゴマークを掲載すること。
- ③ 要望、苦情に真摯に対応し、申出者の理解及び納得を得られるよう努めること。
- ④ 問合せ等の対応において、今後に影響を及ぼすと思われるものについては、その対応状況を市に書面で報告すること。また、対応において、法令の解釈等市の見解が必要と思われるものについては、随時市と協議すること。

(3) その他業務

- ① 利用者に対しては、継続的に満足度調査を実施すること。
- ② 意見箱等を適切な場所に設置する等、利用者及び来館者の声の収集に努めること。
- ③ 上記①及び②の実施結果をサービス等の改善に反映させるとともに、利用者及び来館者に対し、個人情報に留意の上、適切な方法によりその改善内容を知らせること。

3-3 施設の維持管理及び修繕

(1) 施設の保守管理

利用者が施設を安全かつ快適に利用できるよう、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部。以下「共通仕様書」という。）を参考として、建築物及び建築設備等を保守管理し、常時適切な状態を保つこと。

保守管理に当たっては、関係法令等の定めに基づく有資格者又は保守に必要な資格及び知識並びに豊富な経験を有する要員に行わせること。また、実施結果の記録を書面にして必ず残すこと。

なお、保守管理実施のため、施設を供用しない点検日を設定する必要がある場合は、事前に市と協議し、承認を得ること。

① 建築物保全業務

ア 日常点検・保守業務

共通仕様書に基づき、建築物が正常な状況にあるか、現場を巡回して目視等により観察し、異常を発見した時は速やかに正常化のための措置を取ること。



る等、施設の適正な管理に著しい支障が生じるおそれがある場合は、指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

市又は市監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る事務について監査を行うことができる。

10 その他

(1) 事業や施設の広報等

- ① 事業の案内や施設の広報等については、指定管理者が創意工夫の上実施するものとする。なお、必要に応じて市の広報・ホームページ等にも掲載することとする。
- ② 他施設と宣伝活動等（ポスターの掲示やPR等）で相互協力を図り、施設の利用促進に努めること。
- ③ ロゴマークを可能な限り、かつ効果的に使用すること。

(2) 拾得物の取扱い

施設内での拾得物の扱いについては、指定管理者が別に定め、一定期間保存し、処理すること。

(3) 自動販売機等の設置

- ① 指定管理者は、建物の一部貸付契約により、施設内に自動販売機を設置することができる。ただし、市が指定する区域に限ることとする。
- ② 指定管理者は、市が直接自動販売機等を施設内外に設置することを妨げてはならない。また、そのことに伴い指定管理者が設置する自動販売機の売上補てんを求めることができないものとする。
- ③ 指定管理者の責任で設置した物件にかかる光熱水費等は、指定管理料から支出すること。

(4) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができる。その場合、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

② 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ、事前に書面をもって協定を解除できる。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(5) その他

協定仕様書に記載のない事項については、必要に応じて市と協議して定めることとする。



様式第1号（第2条関係） ※利用規約様式にて申請すること。

大船渡市防災観光交流センター使用（変更）許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

様式第1号及び第2号は利用規約にて定めており、条例様式については原則、改正は行わないことで総務課行政文書担当と協議済みです。

大船渡市防災観光交流センターの使用（変更）について、次のとおり申請します。

使用する 室名等			
使用年月日	年 月 日		
使用時間	午 時 分から 午 時 分まで		
使用目的			
入場料	有（最高額 円）		無
使用人員	男 人	女 人	計 人
使用責任者	住所		
	氏名	電話番号	
利用料金	① 円		② 免除
	減免理由		
その他 必要事項			

備考 使用時間の欄は、準備及び後片付けの時間も含めて記入してください。



様式第2号（第3条関係） ※利用規約様式にて許可すること。
大船渡市防災観光交流センター使用（変更）許可書

年 月 日

様

指定管理者

大船渡市防災観光交流センターの使用（変更）について、次のとおり許可します。

使用する 室名等	
使用年月日	年 月 日
使用時間	午 時 分から 午 時 分まで
使用目的	
利用料金	① 円 ② 免除
許可の条件	



(4) 大船渡市防災観光交流センター利用規約（※令和 4 年 6 月 21 日改正）

大船渡市防災観光交流センター利用規約

平成 30 年	4 月 1 日	施行
平成 31 年	4 月 1 日	改正
令和 2 年	4 月 20 日	改正
令和 3 年	5 月 14 日	改正
令和 3 年	10 月 22 日	改正
令和 4 年	3 月 14 日	改正
令和 4 年	6 月 21 日	改正

1 施設利用にあたって

大船渡市防災観光交流センター（以下「センター」という。）の貸出施設等を利用しようとする場合は、事前に使用許可申請書の提出が必要です。

2 貸出施設等

- (1) 展示室
- (2) 多目的室 1
- (3) 多目的室 2
- (4) 和室
- (5) 会議室
- (6) スタジオ 1
- (7) スタジオ 2
- (8) 多目的広場
- (9) ピロティ
- (10) 駐車場（全面貸出不可・区画ごと貸出） ※ 別紙 1
- (11) 第 2 駐車場 ※ 別紙 1

3 貸出時間等

- (1) 貸出しは、1 時間単位で、午前 9 時から午後 9 時 30 分までです。
なお、午後 10 時には施錠しますのでご協力をお願いします。
- (2) 午後 6 時から午後 10 時までの間に、大船渡市内で震度 5 以上の地震を観測した場合または、津波注意報及び警報が発令された場合は、利用者の安全確保のため、閉館します。

4 点検・休館日

- (1) 年末・年始の休館日（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）
- (2) 施設保守点検など必要に応じて臨時に休館することがあります。



- (3) 津波注意報及び警報発令中は、解除されるまでの間、臨時に休館とします。
- (4) 市の指示等により、臨時に休館することがあります。

5 申し込み

- (1) 窓口、FAX、メールにて申し込み順で受け付けます。所定の使用許可申請書に必要事項を記載し提出します。
- (2) 申し込み受付時間は午前9時から午後5時30分まで。利用を予定している月の6か月前から申し込むことができます。
- (3) 利用料金は、利用日の7日前までに納付してください。納付時間は、午前9時から午後5時30分までとします。

6 利用可能な区分貸出し

会議室は2室に区切ることができ、その場合の利用料金は半額となります。

7 連続利用期間

- (1) 連続利用は1週間まで、展示室は2週間までです。ただし、年末年始を含んでの連続利用をすることはできません。
- (2) 連続利用期間中の休館日は、連続利用日数には含まれません。
また、休館日の利用料金は、発生しません。
- (3) 連続利用期間中に設営した展示物や機材等を、施設内の倉庫などに置かれる場合には、倉庫などから撤去される日までの期間を借りていただくことになり、別途料金が発生します。

8 空き情報の事前照会

センターのご利用にあたり、施設の空き情報をホームページや電話で照会することができます。

9 施設の利用制限

センターは、津波発生時における一時的な緊急避難の場所を確保するとともに、観光資源に関する情報の発信及び市民等の交流の場を提供し、もって安全でにぎわいのあるまちづくりに資するために設置されているものであることから、利用については、一定の制限があります。

- (1) センターで、販売、勧誘にあたる催し物でもご利用いただけますが、利用料金が増額になりますので、ご注意ください。
- (2) センターご利用に際し、施設利用の権利を第三者に譲渡することや転貸することはできません。
- (3) フリースペースについて



1階交流施設、2階コラボストリート、自習スペース、3階展望デッキは、市民及び観光客の皆様との交流の場として無料で自由にお使いいただけます。

ただし、施設の占有、及び販売・勧誘等、他の利用者に迷惑がかかる行為は禁止します。

(4) センターの利用に関して次の事項は禁止されております。

- ① 立入禁止区域に立ち入ること。
- ② 指定された場所以外に自動車等を乗り入れ、または駐車すること。
- ③ 許可を受けずに寄付金等の募集、署名の収集その他これらに類する行為をすること。
- ④ 許可を受けずに印刷物・ポスター等を掲示し、または配布すること。
- ⑤ 許可を受けずに利用者にアンケート調査を行うこと。
- ⑥ 施設内及び屋外階段、展望デッキへの動物（ペット）を同伴すること。
ただし、ほじょ犬は除く。
- ⑦ その他センターの保全及び秩序維持のため、市長が禁止する行為をすること。

（10 施設利用不許可基準に該当する行為等）

10 施設利用不許可基準

次のいずれかに該当する場合は、施設をご利用いただけません。

また、ご利用中に次のいずれかの状況になった場合は、利用を中止していただくこともあります。

(1) 次の例に示すような秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき

- ① 定められた避難経路を阻害する利用方法が予測される場合
- ② 入場者数が多数に及び施設内外に混乱が生ずるおそれがある場合
- ③ 適切な措置などがなく、臭気、騒音又は振動を発生させ、施設内外に混乱が生ずるおそれのある場合
- ④ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがある場合
- ⑤ 公序良俗に反するおそれがある場合
- ⑥ ペットなど生き物の販売
- ⑦ 開館時間内に終了しないおそれがある場合
- ⑧ 火気（ライター、マッチ、オイルランプなど）を使用する場合

ただし、多目的広場及び駐車場については、事前に大船渡消防署の許可を得られた場合のみ、火気の使用を許可します。施設利用日の前日までに必要な書類を提出してください。また、施設などを損傷した場合は、利用者自身が責任を負うものとします（「18 原状回復と損害賠償について」を参照）。

(2) 次の例に示すような施設などを損傷するおそれがあるとき

- ① 施設、設備、備品の損傷となる行為があった場合



- ② 施設、設備、備品の損傷となるおそれがあると認められる場合
- ③ 施設、設備、備品の損傷となるおそれがある行為に関して職員などの指示に従わない場合
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益につながると認められるとき
- (4) その他、次に示すような施設の利用が適当でないと指定管理者が認めるとき
 - ① 現在又は過去に、センター又は同様な施設において施設管理上支障があり、これに対し改善が明らかでない場合
 - ② 申請書に虚偽の記載があると認められる場合

ここに示したのは、あくまで一例です。この中に例示されていないものであっても使用許可できない場合がありますので、具体例については、センターまでお問い合わせください。

また、詳細は大船渡市防災観光交流センター設置管理に関する条例、大船渡市防災観光交流センター設置管理に関する条例施行規則をご覧ください。

11 予約の取消し及び利用料金の返金について

ご予約を取り消される場合、

- (1) ご利用日の1週間前までにお申し出の場合は、既に納付されている利用料金の全額をお返しします。
- (2) ご利用日の5日前までにお申し出の場合は、既に納付されている利用料金の半額をお返しします。
- (3) 上記期間を過ぎた場合の利用料金はお返しいたしません。

※ (2)(3)について、事前納付されていない場合はキャンセル料として納付していただきます。

利用料金の返金について（早見表）

1週間前 まで	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日
全額 返金	半額返金 (未納の場合半額徴収)		返金しない (未納の場合全額徴収)				

※ なお、自然災害や感染症等の外的要因及び管理者の都合により、利用をお断りした場合は利用料金の全額を返金します。

(利用料金以外に発生した費用に関して、当方では一切の責任を負いかねます。)

12 予約の変更について

ご予約を変更される場合、

- (1) 一利用につき一回のみ変更が可能です。
- (2) 施設の予約状況により、変更できない場合があるため、詳しくはセンターまでお



問合せください。

13 利用料金の減免について

利用料金の減免は次のとおりとします。

(1) 全額免除

- ① 防災（津波伝承）に関する事業。ただし、入場料を徴収する場合を除く。
- ② 大船渡市または大船渡市教育委員会等が主催する事業。
- ③ 市が事務局となっている団体が主催する事業。
- ④ 市内の幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校の行事。
- ⑤ その他、指定管理者が公益上、特に必要と認める事業等。

(2) 半額免除

- ① 未就学児
- ② 小学生
- ③ 中学生
- ④ 高校生
- ⑤ 障がい者
- ⑥ 高齢者 75 歳以上の方
- ⑦ ラジオ収録

※ 入場料を徴収する場合を除く。

※ ①～⑥はそれぞれが対象となるものに限ります。

なお、申請の際に必要な書類の提示をお願いする場合があります。

14 飲食について

飲食可能なスペースは次のとおりとします。

- 1 階：エントランスホール
- 2 階：給湯スペース、和室、会議室、多目的室1・2、自習スペース
コラボストリート
- 屋上階：展望デッキ及び屋上
- 屋外：多目的広場、ピロティ、駐車場

※ 展示室・スタジオ1・2、屋外大階段は、飲食（試食・試飲を含み）禁止です。

※ 発生したゴミ等は、持ち帰ることとします。（全館共通）

15 飲酒について

全館禁止とします。

16 喫煙について

駐車場内にある指定場所以外での喫煙は禁止します。

※ 18 時～翌朝 9 時まで喫煙場所は使用できません。



17 罰則について

次のような場合は、罰則として3か月間利用ができなくなりますので、ご注意ください。

「10 施設利用不許可基準」に該当する事項を行った場合。

18 原状回復と損害賠償について

- (1) 利用者はセンター施設等の使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消され、もしくは停止されたときは、直ちに使用前の状態に戻してください。
- (2) 施設や備品等を、利用者の過失により損傷や紛失したときは、直ちに管理者へ報告してください。また、原状に回復するための実費を負担していただきます。
- (3) 設備を使用中に発生した人的・物的損害に対する賠償は、利用者に負担していただきます。
- (4) 利用者は施設利用が終了したときは、机・椅子等の片づけと清掃をし、職員に報告してください。

19 その他

貴重品等は、ご自分で厳重に管理してください。

貴重品等の紛失、破損、盗難等に関して、当方では一切の責任を負いかねます。

20 緊急時の避難について

火災・大きな地震が発生した場合や津波注意報及び警報が発令された場合は、職員の誘導に従い、すみやかに屋外に退避するようにしてください。なお、津波避難場所は大船渡保育園の園庭となっています。



利 用 料 金 案 内

1 貸出施設の利用料金

区 分		1時間当たり	全 日 (午前9時から午後9時30分まで)
展示室	入場料を徴収しないとき	200円	2,300円
	入場料が1,000円以下のとき	300円	3,400円
	入場料が1,000円を超えるとき	400円	4,600円
多目的室1	入場料を徴収しないとき	400円	4,600円
多目的室2	入場料が1,000円以下のとき	600円	6,900円
和室	入場料が1,000円を超えるとき	800円	9,200円
会議室（全室）	入場料が1,000円を超えるとき	800円	9,200円
会議室（半室）	入場料を徴収しないとき	200円	2,300円
	入場料が1,000円以下のとき	300円	3,400円
	入場料が1,000円を超えるとき	400円	4,600円
スタジオ1	入場料を徴収しないとき	600円	6,900円
	入場料が1,000円以下のとき	900円	10,300円
	入場料が1,000円を超えるとき	1,200円	13,800円
スタジオ2		400円	4,600円

備 考

- 1 入場料に段階を設けている場合は、その最高額をもって上表の額を適用します。
 - 2 入場料を徴収しない場合であっても、会費、負担金、月謝等その他入場料に相当する金額を徴収したと認められるときは、入場料を徴収したものとみなします。
 - 3 商品の宣伝、販売その他商業活動及びこれに類する目的をもって使用する場合の利用料金は、入場料が1,000円を超えるときの区分とします。
 - 4 やむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合の利用料金は、その額を超える時間1時間につき、1時間当たりの額に100分の130を乗じて得た額とします。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、1時間とします。
- ※ 別表参照
- 5 使用時間には、準備や後片付けの時間を含みます。
 - 6 利用料金の合計額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。



2 その他施設の利用料金

区 分		1時間当たり	全 日 (午前9時から午後9時30分まで)
多目的広場	入場料を徴収しないとき	500円	5,800円
	入場料を徴収するとき	1,000円	11,600円
ピロティ	入場料を徴収しないとき	500円	5,800円
	入場料を徴収するとき	1,000円	11,600円
駐車場A区画 (9台)	入場料を徴収しないとき	200円	2,300円
	入場料を徴収するとき	400円	4,600円
駐車場B区画 (12台)	入場料を徴収しないとき	300円	3,400円
	入場料を徴収するとき	600円	6,900円
第2駐車場 半区画(17台)	入場料を徴収しないとき	500円	5,800円
	入場料を徴収するとき	1,000円	11,600円
第2駐車場 全区画	入場料を徴収しないとき	1,000円	11,600円
	入場料を徴収するとき	2,000円	23,200円

備 考

- 1 利用料金は、イベント、集会その他の催しに使用する場合に限り徴収します。
- 2 商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する場合は、入場料を徴収するときの区分とします。
- 3 入場料を徴収しない場合であっても、会費、負担金、月謝等その他入場料に相当する金額を徴収したと認められるときは、入場料を徴収したとみなします。
- 4 やむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合の利用料金は、その超える時間1時間につき、1時間あたりの額に100分の130を乗じて得た額とします。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、1時間とします。

※ 別表参照

- 5 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。
- 6 利用料金の合計額に100円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てます。

※ センター屋上で、イベント等を行う場合は、職員にご相談ください。



3 備品の利用料金

区 分	1時間当たり	全 日 (午前9時から午後9時30分まで)
ド ラ ム	200 円	2,300 円
ギ タ ー	200 円	2,300 円
ギター附属品	100 円	1,100 円
プロジェクター	500 円/1日	—

備 考

- 1 楽器は、原則として、スタジオ内のみ利用可。
- 2 プロジェクターは、貸室内でのみご使用になれます。
- 3 無料で貸し出している備品等については、職員にお問い合わせください。



様式第1号

台帳	HP入力	月管理	日管理	受付番号	担当	備考

大船渡市防災観光交流センター使用（変更）許可申請書

令和 年 月 日

指 定 管 理 者 様

申請者

団 体 名.....

代 表 者 名.....

住 所..... 電 話 番 号.....

担 当 者 名..... 連 絡 先.....

大船渡市防災観光交流センターの使用（変更）について、次のとおり申請します。

使用する 室名等	会議室（全・半） 和室 多目的室1・2 スタジオ1・2 展示室 多目的広場 ピロティ 駐車場（ ）	
使用する 備品等	無料：机 台 パイプ椅子 脚 マイク 本 ホワイトボード その他（ ）	
	有料：プロジェクター ドラム一式 ギター ギター附属品	
使用年月日	令和 年 月 日（ ）	
使用時間	時 分 から準備開始 ～ 時 分 後片付け完了	
使用目的	会議 研修 イベント 教室 その他（ ） 販売・宣伝等（ ）	
名称等		
利用料金徴収	あり（最高額 円） ・ なし	
使用人数	合計 人（うち子ども 人、高齢者 人、障がい者 人）	
利用料金	円	内訳
	免 除（全額減免・半額減免 円） 減免理由（ ）	
その他 必要事項		

—注意事項—

- ・貸館は9時から21時30分までです。
- ・使用時間は、準備と片付けを含めた時間を記入してください。
- ・太枠内は職員記入欄

10

領収印

受付印



様式第2号

大船渡市防災観光交流センター使用（変更）許可書

令和 年 月 日

大船渡市防災観光交流センター
 様（指定管理者）
 一般社団法人大船渡市観光物産協会
 会長 齊藤 俊明

大船渡市防災観光交流センターの使用（変更）について、次のとおり許可します。

使用する 室名等	会議室（全・半） 和室 多目的室1・2 スタジオ1・2 展示室 多目的広場 ピロティ 駐車場（ ）
使用する 備品等	無料：机__台 パイプ椅子__脚 マイク__本 ホワイトボード その他（ ） 有料：プロジェクター ドラム一式 ギター ギター附属品
使用年月日	令和 年 月 日（ ）
使用時間	時 分 から準備開始 ～ 時 分 後片付け完了
使用目的	会議 研修 イベント 教室 その他（ ） 販売・宣伝等（ ）
名称等	
利用料金徴収	あり（最高額 円） ・ なし
使用人数	合計 人（うち子ども 人、高齢者 人、障がい者 人）
利用料金	円 内訳
	免除（全額減免・半額減免 円） 減免理由（ ）
その他 必要事項	

許可の条件（注意事項）

- ・準備、片付けは使用時間内でおこなってください。
- ・清掃、ごみの持ち帰りをお願いします。
- ・ライター、マッチ等の火気厳禁。

※変更やキャンセルの場合は、速やかにご連絡ください。

11

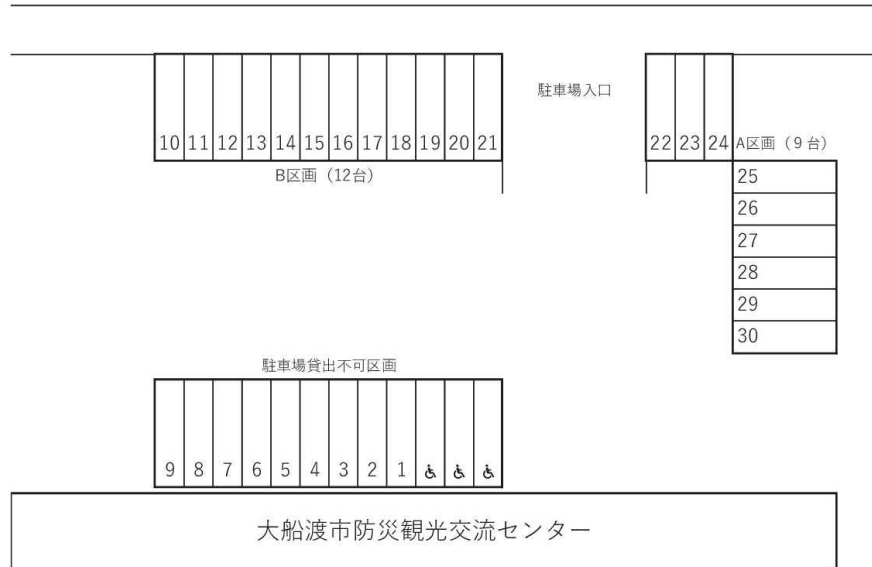
領収印

受付印

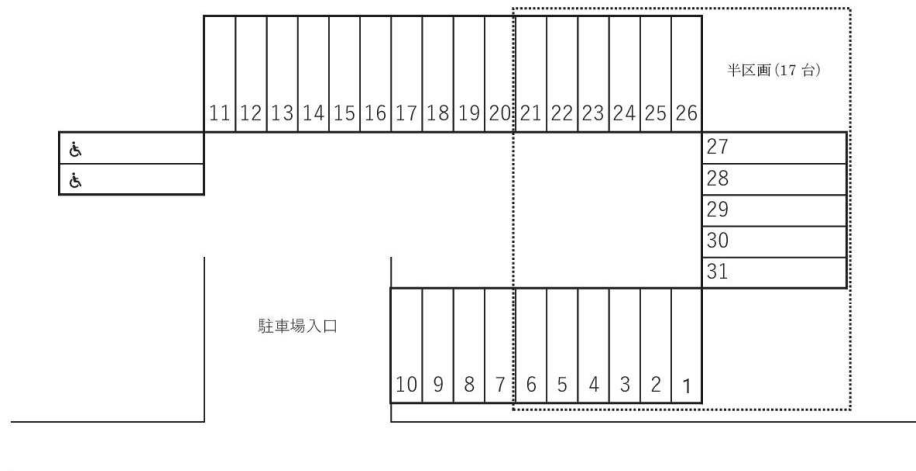


別紙1

○ 駐車場見取図



○ 第2駐車場見取図





別紙2

延長料金換算表（徴収額※端数切捨て済み）

基本単価	延長時間				
	1時間まで	2時間まで	3時間まで	4時間まで	5時間まで
200円	200円	500円	700円	1,000円	1,300円
300円	300円	700円	1,100円	1,500円	1,900円
400円	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,600円
500円	600円	1,300円	1,900円	2,600円	3,200円
600円	700円	1,500円	2,300円	3,100円	3,900円
800円	1,000円	2,000円	3,100円	4,100円	5,200円
1,000円	1,300円	2,600円	3,900円	5,200円	6,500円

基本単価	延長時間				
	6時間まで	7時間まで	8時間まで	9時間まで	10時間まで
200円	1,500円	1,800円	2,000円	2,300円	2,600円
300円	2,300円	2,700円	3,100円	3,500円	3,900円
400円	3,100円	3,600円	4,100円	4,600円	5,200円
500円	3,900円	4,500円	5,200円	5,800円	6,500円
600円	4,600円	5,400円	6,200円	7,000円	7,800円
800円	6,200円	7,200円	8,300円	9,300円	10,400円
1,000円	7,800円	9,100円	10,400円	11,700円	13,000円